

(特別)児童扶養手当についてのお知らせ

問 保健福祉課 児童福祉係
☎476-1111(144・145)

- 3. 手続き** 手当を受けるには役場保健福祉課で、次の書類を添えて請求の手続きをしてください。
- (1) 請求者と対象児童の戸籍謄本 1 通
 - (2) 請求者と対象児童のマイナンバー
 - (3) その他必要書類(支給要件の事由により添付書類は異なります。)
- 4. 手当の金額(1か月あたり) ※平成30年4月1日改定**
- 1人 42,500円(一部支給額42,490円～10,030円)、
2人 52,540円
3人以上は、1人につき6,020円加算する。
- 5. 所得による支給の制限** 前年の所得により手当の全部又は一部が支給されないことがあります。

◆特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童に対して支給される手当です。

1 目的

精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童(『障がい児』)についてこの手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とします。 ※『障がい児』=法に規定する障がい等級に該当する程度の状態にある者。

2 受給資格

手当を受けることができる人は、『障がい児』を監護する父もしくは母(父及び母が監護するときは所得の多い人)又は父母にかわって児童を養育している人です。いずれの場合も、国籍は問いません。

次のような場合は、手当は支給されません!

■児童関係

- (1) 日本国内に住所を有していないとき。
- (2) 障がいを支給事由とする年金を受けることができるとき。
- (3) 児童福祉施設等(通所施設を除く。)に入所しているとき。

■父母もしくは養育者関係

- (1) 日本国内に住所を有していないとき。

- 3. 手続き** 手当を受けるには役場保健福祉課で、次の書類を添えて請求の手続きをしてください。
- (1) 請求者と対象児童の戸籍謄本1通
 - (2) 請求者と対象児童のマイナンバー
 - (3) 所定の診断書等(障がいの種類により診断書は異なります。)
 - (4) その他必要書類

4. 手当の金額(1か月あたり) ※平成30年4月1日改定

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ● 1級該当のとき | ● 2級該当のとき |
| 1人 51,700円 | 1人 34,430円 |
| 2人以上は、1人のときの手当額×障がい児数 | 2人以上は、1人のときの手当額×障がい児数 |

- 5. 所得による支給の制限** 前年の所得により手当の全部が支給されないことがあります。